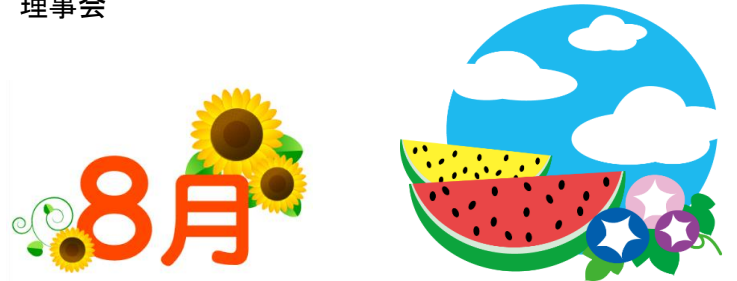


※協会のうごき

R 2年 7月
6日～ 適合証明・既存住宅状況調査技術者講習受付
(9月18日まで)
6日 秋田県建築士会・日本建築家協会秋田地域会
秋田県建築士事務所協会、秋田県知事へ陳情
21日 日事連理事会(WEB)村田会長出席

R 2年 8月(予定)
4日～ 建築士定期講習会(秋田テルサ)
13～16日 夏期休暇
26日 理事会



令和2年度【新規】既存住宅状況調査技術者講習

宅建業法の改正により既存住宅状況調査が法的に位置づけられこの業務を行うのは一定の講習を修了した建築士と規定されました。(一社)日本建築士事務所協会連合会(以下、日事連という)は、既存住宅状況調査技術者講習登録期間として国土交通省に登録され当協会にて講習会を開催いたします。既存住宅状況調査業務は建築士事務所のその他業務として位置づけられており、宅建業法上のインスペクション以外にも様々な業務として活用されることが期待されます。このような業務を行うにあたっての基礎的講習となりますので、建築士事務所並びに建築士の業務の拡大のために、この機会に是非ご受講下さい。

※更新の講習は適合証明技術者講習(10/2)と同時開催いたします。

- 主催 (一社)日本建築士事務所協会連合会
- 運営主体 (一社)秋田県建築士事務所協会
- 開催日時 令和2年9月29日(火)9:30～17:00
- 会場 秋田テルサ ●定員 29名
- 受講料 21,450円 ●講習会形式 DVD形式
- 申込期間 令和2年7月1日～9月18日
(但し、定員に達しだい、締めきります。)

令和2年度「適合証明技術者」新規登録・更新のご案内

令和2年度より登録要件が変わり、既存住宅状況調査技術者の資格を持っていることが必須になりましたので、お知らせいたします。なお、今回は既存住宅状況調査技術者講習(更新)の同時受付をいたします。既存住宅状況調査の資格有効期間により、適合証明技術者の有効期間が変わりますのでご注意ください。

※午前中、同会場にて既存住宅状況調査技術者講習(更新)を行います。

- 登録機関 (一社)日本建築士事務所協会連合会
- 登録窓口 (一社)秋田県建築士事務所協会連合会
- 登録受付機関 令和2年7月6日～9月18日
- 講習会場 秋田テルサ
- 講習日時 令和2年10月2日(金)13:30～17:00
- 講習会形式 DVD形式
- 定員 100名(但し、定員に達しだい、締めきります。)

◎資料の必要な方は事務局までご連絡ください。

改正民法で契約が変わる！！

2020年4月1日に改正民法が施行され、建築関係においても、請負契約、売買契約に変化があります。

■「瑕疵」→「契約不適合」
請負人の瑕疵担保責任を定めた旧民法634条「仕事の目的物に瑕疵があるとき」という要件が条文上消滅しました。改正民法634条は出来高請求権を定めた規定として新設され、瑕疵について改正民法では売買契約に関する規定である買主の追完請求権の規定(改正民法562条)を請負契約に準用するとされ、請負契約固有の瑕疵担保責任に関する条項は消滅しました。改正民法562条1項に「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(契約不適合)であるときは買主は、売り主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は買主に不相当な負担を課するものではないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。」としています。設計委託契約についても請負契約が準委任契約かはありますが、発注者の要求水準に達していなければ、契約不適合責任を追求され、追完請求、代金減額請求もしくは契約解除をされる可能性が高くなりました。対応策として、四会連合設計契約約款は、民法改正を機に実施した今回の改定で、設計者側が損害賠償請求を受けるのは「受託者帰責に基づく債務不履行」がある場合だと明記しています。施工者、工事監理者の立場から、工事内容を図面、内訳書の仕様変更を行う場合は、必ず施主の確認を得て議事録に押印をもらう必要があります。また図面には同等以上と明記し、契約不適合責任を追求されないようにしなければなりません。

※次号では ■時効改正で責任期間延長 ■契約解除ルールについて説明いたします。

※「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類」小規模向け、事務局で販売しております。

★★★事務局からのお知らせ★★★

◆令和2年11月18日(水)、会員向けの改正建築物省エネ法(小規模非住宅設計者向け)講習会を開催予定です。DVD形式で受講料は無料です。詳細が決まり次第ご案内いたします。

◆令和2年8月13日(木)～16日(日)まで夏期休暇となります。どうぞよろしくお願いいたします。

令和2年度

第34回 秋田の住宅コンクール作品募集中！！！！